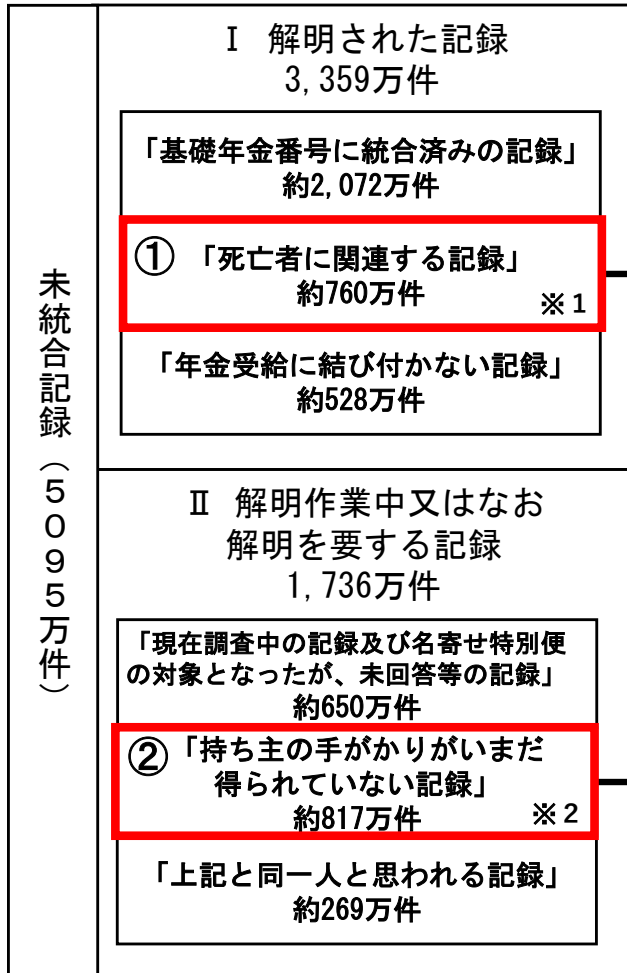


死亡者に関連する記録を中心とした未統合記録に関するサンプル調査の実施状況について

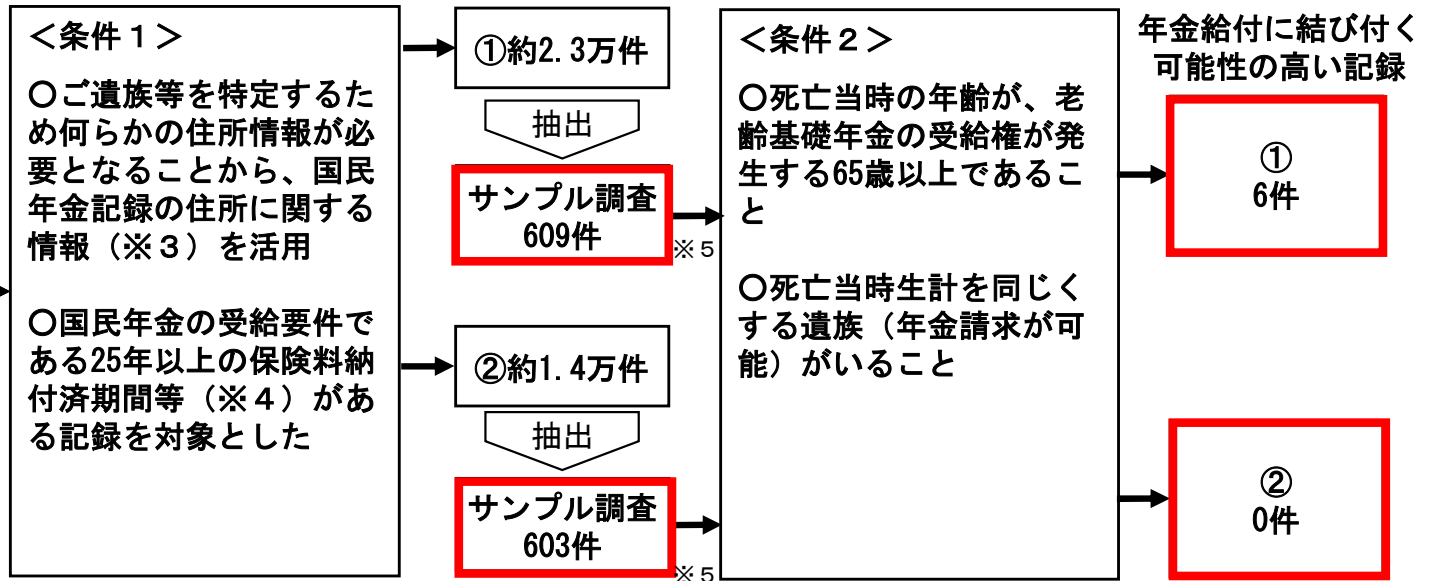
【調査対象】



令和5年3月時点の件数

【調査方法】

調査に当たっては、戸別訪問を前提とし、訪問しても接触できない等の場合は戸籍謄本等の公用請求により更なる調査を実施。



※3 住所情報は平成9年より前の情報

※4 国民年金保険料納付済期間及び免除期間

※5 5月末時点において、サンプル調査1,212件のうち、1,087件の調査が完了。

【今後の対応】

現在サンプル調査中のものについては、引き続き調査を継続する。

今回判明した年金の給付に結び付く可能性の高い記録と同じ属性の記録について計画的に調査を行う等、必要な対応を進める。

また、その他の未統合記録についても、引き続き年金請求等の年金相談時において年金記録の確認の徹底に取り組むとともに、ねんきんネットの機能の一つである「持ち主不明記録検索」において、年金記録の検索が可能であることを周知し、未統合記録の解明を進める。

※1 死亡の届出がされている記録、死亡一時金を受給している記録又は国内最高齢以上の生年月日となっている死亡者と推定される記録

※2 基礎年金番号や住基情報と3情報（氏名、生年月日、性別）が一致せず、持ち主の手がかりが得られていない記録

死亡者に関連する記録を中心とした 未統合記録に関するサンプル調査の実施状況について

1. 背景・目的

未統合記録（5,095万件）の解明状況は、令和5年3月時点で「解明された記録」が3,359万件、「解明作業中又はなお解明を要する記録」が1,736万件となっている。

この「解明された記録」には「死亡者に関連する記録」（760万件）が含まれているが、年金を受給できるご遺族の所在の特定が困難なことから、遺族年金の受給者に送付した以外にねんきん特別便等のお知らせをお送りしていない。

また、「解明作業中又はなお解明を要する記録」のうち、「持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録」（817万件）についても、基礎年金番号や住民基本台帳情報と3情報（氏名、生年月日、性別）が一致しないため、ねんきん特別便等のお知らせをお送りしていない。

これらの記録について、今後どのような対応が可能であるか検証するためサンプル調査を実施することとした。

2. サンプル調査の対象

ご遺族等を特定するためには住所に関わる何らかの情報が必要となることから、平成9年より前の情報であるが、国民年金原簿に記載されている住所情報を手掛かりに、「死亡者に関連する記録」と「持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録」のうち、国民年金記録のみで年金の受給資格期間を満たす国民年金保険料納付済み期間及び免除期間が25年以上の記録からサンプル調査の対象（1,212件）を抽出し調査を行った。

3. サンプル調査の方法

国民年金原簿に記載されている平成9年より前の住所情報を手掛かりに戸別訪問及び公用による戸籍の取得を行い、ご遺族等の特定及び生存確認を行った。

また、可能な場合は、ご遺族等に死亡当時の状況についてヒアリングを行った。

4. サンプル調査の状況

5月末時点のサンプル調査の進捗状況は、1,212件に対し1,087件の調査が完了した状況となっている。

その結果、現時点においては、年金の給付に結びつく可能性の高い記録が、6件となった。この6件は全て「死亡者に関連する記録」であり、「持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録」は0件であった。

5. 今後の対応方針

現在調査中のものについては、引き続き調査を継続する。

今回判明した年金の給付に結びつく可能性の高い記録と同じ属性の記録について計画的に調査を行う等、必要な対応を進めてまいりたい。

また、その他の未統合記録についても、引き続き年金請求等の年金相談時において年金記録の確認の徹底に取り組むとともに、ねんきんネットの機能の一つである「持ち主不明記録検索」において、年金記録の検索が可能であることを周知し、未統合記録の解明を進めてまいりたい。